



石川県指令 ~~県工不~~ 第 13-1 号  
令和 3 年 4 月 19 日

〒920-0364  
石川県金沢市  
松島1-40

丸文通商（株）

代表取締役  
宮本 治郎 殿

石川県知事 谷 本 正 憲



一般 建設業の許可について（通知）

令和 3 年 3 月 25 日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許 可 番 号	石川県知事 許 可（ 般 - 3 ） 第 3522 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 3 年 4 月 18 日 から 令和 8 年 4 月 17 日 まで
建 設 業 の 種 類	
建築工事業	電気工事業
管工事業	内装仕上工事業
機械器具設置工事業	電気通信工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 3 月 18 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)